

令和6年度うどん県PR素材制作業務仕様書

第1 業務の目的

瀬戸内海国立公園指定90周年を記念し、瀬戸内海の多島美などを広く周知するPR素材を広く収集し、個別の観光PR素材をパブリシティ事業や動画制作に活用するものである。

第2 委託業務名

令和6年度うどん県PR素材制作業務

第3 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日までとする。

第4 業務内容

○うどん県PR素材の制作・納品

本業務の目的を達するため、香川県の様々な資源の魅力を、最も効果的な撮影技法を用いて表現した動画及び静止画を以下のとおり制作・納品すること。

- 1) ①～⑪のコンテンツを撮影し、①～⑪それぞれの動画を制作すること。なお、この他に予定金額内で追加できるコンテンツを提案すること。(第5(1)の1)も参照すること。)

①栗林公園、②瀬戸大橋、③瀬戸内海と多島美、④琴平・金刀比羅宮、⑤小豆島、⑥父母ヶ浜、⑦うどん、⑧屋島、⑨四国遍路、⑩高松港、⑪県立アリーナ

- 2) 動画は5秒～10秒程度を想定しているが、媒体や香川県の具体的なイメージの想起という目的を加味し、適切な長さとする。
- 3) 動画の音声は不要とする。
- 4) 動画には、施設の名称と所在地(市町名のみで可)のテロップを挿入したものと、挿入していないものの2種類を制作すること。
- 5) 画面比は原則16:9でフルカラー4K以上とする。
- 6) 静止画は動画を切り取ったものでも、新たに撮影したものでも可とする。
- 7) 納品期限については、動画及び静止画とも次のとおりとする。

▶データ形式・電子媒体による納品

納期：令和7年2月28日(金)とする。

ただし、天候等による撮影スケジュールの変更等により、期日までに納品することができないやむを得ない理由がある場合は、別途委託者と協議の上、期日を決定する。

データ形式：動画はモバイル等での使用を想定した軽量化したデータ(MP4及びWMV)

静止画はJPEG形式データ

電子媒体：制作した全ての動画・静止画をまとめたUSB1本

※パッケージ対応

納品場所：公益社団法人香川県観光協会

香川県高松市番町四丁目1-10(香川県観光振興課内)

【PR素材納品における留意事項】

- 1) 撮影場所、時間等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる調整及び撮影許認可等の各種手続きを受託者にて行うこと。
- 2) 映像制作にあたっては、季節や天候等の都合により撮影が難しい場合等を除き、新規撮影を原則とする。適当な映像が撮影できなかった場合等には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とするが、手続き等は受託者にて行うこと。
- 3) 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと。
- 4) 動画制作においては、基本的に受託者の設備及び機器を使用すること。
- 5) 業務の実施に必要なソフトウェア等についても、受託者が調達し、管理・運用を行うこと。
- 6) 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- 7) 業務実施による成果物は、全て委託者の権利に属するものとする。
- 8) トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- 9) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

第5 企画提案書の内容

(1) 基本事項

「令和6年度うどん県PR素材制作業務」企画競争審査会の審査員がイメージを掴むことができるよう、出来る限り具体的に記載すること。また、下記の項目ごとに区分して企画書を作成すること。

1) PR素材制作

- ①動画のイメージを具体的に記載すること。イメージ動画を制作し提案する場合は、イメージ動画を記録したDVDか、イメージ動画を閲覧することが出来るストリーミング配信サービスのURLを記載すること。
- ②具体的なシチュエーションの内容も合わせて提案すること。例えば、「栗林公園の和船」や「栗林公園の紅葉」、「小豆島のエンジェルロード」や「小豆島のオリーブ公園」など、一つのコンテンツで複数の動画及び静止面の提案が望ましい。
- ③本県を強く印象付け、具体的なイメージを想起させる動画に仕上げるための技術面の工夫について記載すること。

2) 実施体制

各業務の実施に必要な組織、体制、スケジュールについて記載すること。

3) 経費見積り

提案内容に対し、適切な経費見積りをする事。

※提案する企画は、必ず委託金額内で実施できるもののみとすること。オプションの提案がある場合は、別冊とするなど、本体の企画と明確に区別すること。

(2) 企画提案書作成上の留意点

- 1) 企画提案書は、A4 版（縦置・横置、縦書・横書は自由）とし、文字サイズは 10.5 ポイント以上とすること。
- 2) A4 版を超える既存資料等を添付資料として使用する場合は、3 つ折にするなどの対応をすること。
- 3) 企画書のページ数は、表紙及び別紙で添付する詳細資料も含めて 30 ページ以内とすること。

第 6 業務実施上の留意点

(1) 業務の進捗管理

受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示に従うこと。

(2) 業務の履行に関する措置

受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

(3) 成果品の利用（二次利用）

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

(4) 納品データの安全管理

撮影データ並びに編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。

また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(5) 著作権等の取り扱い

- 1) 本件成果物に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、引渡しの際に、受託者から委託者に移転する。
- 2) 1) に関し、本件成果物に第三者に帰属する著作物の著作権が含まれている場合は、受託者は、あらかじめ当該第三者の書面による契約により当該著作物に係る著作権を受託者に譲渡させた上で、当該成果物を委託者に引き渡すものとする。
- 3) 受託者は、委託者及び委託者の指定する者に対し、本件成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

- 4) 第三者に本件成果物の著作権が帰属する場合には、受託者は、その者との間であらかじめ、委託者及び委託者の指定する者に対し、著作権人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- 5) 3) 及び4) の著作権人格権の不行使については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、この契約終了後も継続するものとする。
- 6) 受託者は、委託者に対し、本件成果物の引渡しまでに、2) の書面及び4) の契約書の写しを提出しなければならない。
- 7) 1) ～5) に要する経費は委託料に含まれる。

(6) 第三者の権利侵害の禁止

本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任及び負担において対応し、委託者は責任を負わないものとする。

(7) その他

受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。